

が交付されますので、申告の際にご持参ください。認定の内容や証明書の交付についてご不明な点等がありましたら、神崎町保健福祉課（☎⑦1603）までお問い合わせください。

町県民税の申告

◎申告が必要な方

平成28年1月1日現在、神崎町に住んでいる方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

但し、所得税の確定申告をする方は、町県民税の申告は必要ありません。

【平成27年1月から12月までに次の所得があった方】

- ① 営業や農業などの事業所得
- ② 不動産・譲渡・一時・山林及び雑所得
- ③ 退職所得（特別徴収をしていない方）

【給与所得がある方で次のいずれかに該当する方】

- ① 勤務先から神崎町役場へ「給与支払報告書」の提出がなかった方（勤務先でご確認ください）
- ② 給与所得以外の所得が20万円以下で確定申告をしない方

平成27年分 所得税確定申告・町県民税申告相談日程

相 談 日	地 区 名		申告 会場
	午 前	午 後	
2月16日(火)	四季の丘	四季の丘	役 場 二 階 第 二 会 議 室
2月17日(水)	成城台・藤の台	武田・新	
2月18日(木)	武田・新	神崎新宿	
2月21日(日)	全 地 区 (予約制)		
2月22日(月)	神崎新宿	神崎本宿	
2月23日(火)	神崎本宿	毛 成	
2月24日(水)	毛成・神崎本宿	古 原	
2月25日(木)	古 原	郡	
2月29日(月)	郡	大貫・立野	
3月 1日(火)	大貫・立野	植 房	
3月 2日(水)	植 房	小 松	
3月 3日(木)	小 松	並 木	
3月 7日(月)	並 木	今・高谷	
3月 8日(火)	松崎・向野	成城台・藤の台	
3月 9日(水)	全 地 区		
3月10日(木)			
3月11日(金)			
3月14日(月)			
3月15日(火)			

◎受付時間 【午前の部】 午前9時～11時
【午後の部】 午後1時30分～4時まで
（日曜日は3時まで）

但し、当日の混雑状況等により、受付時間中でも受付を早めに終了させていただく場合がありますので、お早めに受付をお願いします。

◎2月16日～3月8日は該当地区の方が優先となります。該当地区以外の方が申告相談される場合は、順番が後になる場合がありますので、予めご了承ください。

◎2月21日(日)は、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。予約は、2月19日(金)午後5時までに役場町民課税務係へご連絡ください。

③ 給与を2ヶ所以上から受けている方（恩給や年金などを受けている方も含まれます）

④ 雑損控除や医療費控除などを受けようとする方

【所得がなかった方】
平成27年中に自分の所得がなく、町内居住者の扶養親族でもない方は、「所得0円」で申告してください。国民健康保険や各種年金の審査、所得証明などの資料として必要です。

また、神崎町に住んでいない方でも、平成28年1月1日現在、次

のような方は申告が必要です。

① 町内に事務所や事業所又は家屋敷がある方

② 実質上の生活の本拠地が神崎町にある方

◎申告に必要なもの

① 印鑑（シャチハタは不可）

② 所得を証明する書類（源泉徴収票、支払調書、帳簿書類など）

③ 社会保険料・生命保険料・地震保険料・個人年金保険料や医療費・寄附金などがある方は、その領収書や証明書など

※町県民税の申告書は申告会場に用意してありますが、事前に必要とする方にはお送りしますので、役場町民課税務係までご連絡ください。

◎事前の集計を
お願いします

医療費控除、事業の収支などについては、ご自身で集計をお願いします。集計が済んでいない方は、受付できませんので、事前集計をお願いします。

申告についてのお問い合わせは、佐原税務署 ☎⑤1331
または、役場町民課税務係 ☎⑦2112まで。